

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第43回）

令和7年9月12日

（1） 電気通信番号政策委員会構成員（敬称略）

相田 仁（主査）、石井 夏生利、大谷 和子、河村 真紀子、猿渡 俊介、藤井 威生、山下 東子（以上7名）

（2） 総務省

吉田 恭子（電気通信事業部長） 杵浦 維勝（電気通信技術システム課長）

（3） 事務局

八代 将成（番号企画室長）、齊藤 浩之（番号企画室課長補佐）

【相田主査】 それでは、本日は皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第43回会合を開催いたします。

本日は、森委員と矢入委員が御都合により御欠席と伺っております。

まず、開催に当たって、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。まずはウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。

本日の会合の傍聴者につきましては、音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言できない設定とさせていただいておりますので、設定を変更しないようお願いいたします。また、本日は記録のため録画をさせていただいております。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、挙手ボタンまたはチャット欄でお知らせいただければと思います。それを見て、主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。発言する際にはマイクと映像をオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。接続に不具合がある場合には速やかに再接続をお願いいたします。その他、チャット機能で随時全員宛てに連絡をいただければ対応させていただきます。

注意事項は以上になります。

続いて、配付資料の確認です。議事次第に記載されておりますとおり、資料4 3 - 1の1点となっております。

事務局からは以上です。

【相田主査】 資料につきまして、よろしゅうございますでしょうか。

それでは早速、議事に入りたいと思います。本日、議題（1）は「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」一次報告書（案）でございます。前回会合で議論いたしました各論点の取りまとめの方向性を踏まえ、事務局において一次報告書の案を作成いただきました。まずは事務局から御説明をお願いいたします。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。番号企画室、齊藤でございます。それでは、資料4 3 - 1に基づきまして御説明させていただきたいと思います。こちら「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」一次報告書（案）ということで取りまとめをさせていただきます。

目次、御覧になりましたとおり、第1章から第4章までということで構成をさせていただいております。

1章から順に御説明をさせていただきます。1ページ目でございます。

こちら「はじめに」ということで、これまでの経緯等を記載してございます。現行の番号制度では、電話番号を使用して役務を提供する全ての事業者が総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けることが義務づけられており、7行目ですけれども、近年、電話番号を用いた特殊詐欺が社会的な課題になっており、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が特殊詐欺に使われると知りながら電話回線を提供していたとして、詐欺幫助の罪で逮捕・起訴されて実刑に至ったという例が顕在化しているということを記載してございます。

これを踏まえ、総務省では、令和6年11月の情報通信審議会の最終答申を踏まえまして、令和7年5月に成立した電気通信事業法の改正により、以下を主な内容とする電気通信番号制度の見直しを行いました。

①から③でございますけれども、電気通信番号使用計画の認定の欠格事由に詐欺罪等により刑に処せられた者等を追加すること、2つ目としては、認定の基準に申請者の役務継続の見込みなどを追加すること、最後、3つ目としては、卸元事業者に対する卸先事業者への認定の有無等の確認義務の創設をいたしました。

今回の諮問ですけれども、6月17日に総務大臣から審議会に対して諮問されまして、令和7年改正法の施行に向けた下位法令の整備等について、これまで委員会において御審議、御検討を進めていただいたものでございます。

最後でございますけれども、令和7年改正法は、電話番号の犯罪利用対策以外の内容も含む広範な制度改正であるということでございますので、本報告書は、一次報告書としまして、主に電話番号の犯罪利用対策に関して、下位法令の整備の方向性について取りまとめを行ったものでございます。

続きまして2ページ目、ここからは検討の背景でございます。

1の1は電話番号の体系について記載してございます。簡潔に御説明いたしますけれども、ITUが定める国際的なルールによって番号というのが定められておりまして、総務省が電気通信番号を管理し、必要に応じて事業者に使用する番号を指定しているという実態について御説明さしあげてございます。

40行目、1の2、電気通信番号制度の概要でございます。現行制度では、令和元年に施行されました電気通信事業法の改正によりまして、電気通信番号を使用して役務を提供する全ての事業者は、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けることが義務づけられてございます。

この認定を受ける形態としては3つございまして、一つ目が電気通信番号使用計画を作成して、総務大臣から直接認定を受け、また番号の指定も受けるという指定事業者になるというパターンと、2つ目、3ページ目でございますが、認定を受けるけれども、電話番号については他の事業者から提供を受ける場合、いわゆる非指定事業者というパターン、最後3つ目が、総務大臣が定めて公示をする標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を自ら作成をして認定を受けたとみなされる、みなし認定事業者の3つがあるということ。

51行目、電話番号の管理の一環として、認定を受けた事業者は毎年、番号の使用状況の報告を義務づけられておりまして、これを受けて総務省のほうでは認定事業者のリストを作成して、ホームページで公表しているというところでございます。

3ページ目の下のほう、61行目でございます。2つ目、番号制度の見直しについてでございます。

これも、これまでの経緯等を御説明さしあげているものでございまして、令和元年から5年が経過して、近年では、先ほど申し上げたとおり、特殊詐欺が社会的な課題になっている

ということで、先ほど申し上げたような実刑判決に至ったような例が顕在化しているということを改めて御説明をし、中頃74行目のところですが、しかし、これまでの制度では、認定の申請を受けようとする事業者が特殊詐欺の実刑を受けていたり、事後的に認定事業者が特殊詐欺の実刑を受けたとしても、それだけでは欠格事由や認定基準の違反とはならず、認定の取消し含め、事業法上の対応が行えないような状況でございました。

これを踏まえまして、昨年11月1日に電気通信番号制度の見直しなどを内容とする最終答申を取りまとめいただきました。

続きまして、5ページ目でございます。総務省では、この令和6年の答申を踏まえまして、今年の5月に成立をした令和7年改正法により、以下を主な内容とする番号制度の見直しを行いました。

先ほど御説明さしあげたとおりですが、1つ目が欠格事由の追加、2つ目が認定基準の追加、3つ目が事業者への義務づけということで、この3つを主に規定してございます。

①の欠格事由の追加につきましては、改正法の公布日に既に施行しておりまして、今後、公布日から1年以内とされる②の認定基準の追加と③の事業者への義務づけの施行に向け、下位法令の整備等を行う必要があるということで、今回このような形で御議論いただいたものでございます。

続いて6ページ目、第3章、検討事項等でございます。

1つ目、検討事項ですが、こちら主に以下の事項について検討いただきたいということで、①から⑦まで、詳細は後述いたしますので割愛いたしますが、大きくは認定基準の追加の際には①から③までの論点について、また中頃137行目、卸元事業者への義務づけの関係では④から⑥の関係と、また続きまして最後、その他ということで、その他規定の整備が必要なものについて、合計7つの論点について御議論いただくということについて一覧にしております。

続いて2つ目、電話番号の特殊詐欺への利用の実態等ということで、157行目ですが、電話番号の特殊詐欺への利用の実態と電話番号の犯罪利用対策として実施している取組について、今般、警察庁様及び一般社団法人電気通信事業者協会にヒアリングを行いましたところ、以下のような御紹介をいただいたということで、ポイントを掲載させていただきます。

警察庁様からは、令和6年の特殊詐欺の被害額が大変大きく増大していることと、2ポツ目の特殊詐欺に使用されている番号の種別としては、固定電話番号、音声伝送携帯電

話番号と特定 I P 電話番号など様々変遷をしているといった状況などを御説明いただきまして、一般社団法人電気通信事業者協会からも、関係機関と連携した取組によって、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の悪用への対策に寄与しているというようなことを御説明いただいたところございました。

続きまして、第 4 章、検討の方向性でございます。こちらからが実際にこれまで御議論いただきました各論点の方向性の取りまとめを行っている章となっております。

では、1 つ目から順に御説明させていただきます。1 つ目が規律の対象となる電気通信番号の種別でございます。令和 7 年改正法においては、電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加されてございまして、この基準が適用される番号の種別については、詐欺罪等の罪に当たる行為の発生状況を勘案して総務省令で定めることとなっております。

こちらは後述の卸元事業者への確認義務の対象となる電気通信番号の種別にもなるということで、制度全般に影響する論点となっております。

一番下の 2 0 8 行目のところですけれども、これについて、関係事業者にヒアリングを行ったところ、規律の対象となる番号の種別については、全ての事業者から賛成の御意見が得られましたので、当初、事務局から御提案さしあげておりましたとおり、音声伝送携帯電話番号、固定電話番号及び特定 I P 電話番号を規律の対象となる電気通信番号の種別とする方向で検討を進めることが適当である。また、必要に応じ、今後も、特殊詐欺に利用される番号種別の推移を踏まえた見直しを行うことが望ましいと結論づけさせていただきました。

2 つ目の論点、2 1 5 行目でございます。申請書の役務継続性を審査するための申請書類の観点でございます。こちら、同じく改正法におきまして、総務省令で定める番号種別に係る電気通信番号使用計画については、「申請書の役務継続性」が認定基準として追加をされてございまして、この点、総務省においては、申請者の役務継続性を確認するための書類について御議論いただいたところでございます。

結論といたしましては、2 4 3 行目、総務省においては、電気通信番号使用計画の認定の申請書類として、具体的に、これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求め、需要見込みや資金計画等について審査することを明確化する方向で検討を進めることが適当とさせていただきます。

併せて、2 5 0 行目でございますけれども、総務省においては、認定申請時に加えて、変更認定申請時においても役務継続性に係る審査を行うことが適当であるとしまして、その

上で、申請者の負担も勘案し、変更認定時の申請の簡素化及び審査の実効性担保の観点から、申請書類を必要最小限とする方向で、具体化の検討を進めることが適当とさせていただいております。

254行目、なお、上場の有無に応じた申請書類についても御議論いただきましたが、こちらは差異を設けることなく同一の申請書類とする方向で検討を進めることが適当ということにしております。

続きまして、3点目、258行目でございます。提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件でございます。こちらも改正法においては、詐欺罪や電子計算機使用詐欺罪を一律に電気通信番号使用計画の認定の欠格事由とすることとした一方で、窃盗罪については、番号を使用した特殊詐欺とはおよそ関係ない軽微な万引きなども含まれるということから、一律に欠格事由として規定するのではなくて、申請者の認定基準として、その提供する役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件に該当しないことを審査することで、窃盗罪に当たる行為の態様等を勘案して認定を拒否し得るという形になってございました。

この点につきましては、11ページ目に、これまでの状況、概要を御説明させていただいてございまして、292行目でございます。こちらの論点については、全ての事業者から当省の事務局案に御賛同の意見をいただきましたので、総務省においては、電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪——累犯を含む形の窃盗罪により処罰された者及び電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けた法人の当時の役員を規定する方向で検討を進めることが適当とさせていただきました。

また、総務省において、適切に運用を行い、必要に応じ、今後も番号を使用する特殊詐欺の態様等の変化に合った見直しを行うことが望ましいとさせていただいております。

続きまして、299行目、4つ目の論点、電気通信番号使用計画の認定の有無の確認の方法でございます。こちらも本改正において、番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結または更新をする場合に、卸元事業者は、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無を確認しなければならないこととさせていただきます。

この点、304行目、卸先事業者の番号の認定の有無に関しましては、2つ論点ございまして、一つが、総務省から認定を直接受けている事業者が卸先事業者である場合には、その認定証の提示を受けるということ、また、卸先事業者がみなし認定事業者である場合には、その事業者が作成した標準電気通信番号使用計画と、その事業者としての登録証・届出証の

提示を受けることによって確認をすることが考えられるということで、事務局から御提案さしあげました。

また、その場合、現在の電気通信番号使用計画の認定証には、電気通信番号使用計画の認定を受けた番号の種別の情報が記載されておりませんので、卸先事業者の確認の正確性の担保の観点からも、認定証の様式について見直しが必要といったことも御提示さしあげたところ、これについて事業者にヒアリングを行ったところでございます。

328行目でございますけれども、一部事業者からは、ヒアリングを行った結果、総務省ホームページにおいて公表されている認定事業者のリストの確認により代替をしたいという御意見をいただいたところではあるんですけれども、こちらについては、書面の提示を受けることで、しっかりその確認の証憑を残すことが可能であることと、確認自体が著しい負担になるとは考えられないこと、また総務省ホームページの更新の即時性にも限界があるといった観点から、総務省においては、卸先事業者から書面の提示を受けて確認する方法を規定する方向で検討を進めることが適当とし、原案どおり提案させていただいたものをお認めいただく形にしたいと考えてございます。

併せて、認定証の様式についても、書面での認定証を用いた確認が可能となるように、必要な見直しを行う方向で検討を進めることが適当としてございます。

続きまして、339行目、5点目でございます。役務の継続性があると認められる基準とその確認の方法でございます。

こちら令和7年の改正法におきまして、卸元事業者は、卸先の役務継続性について、以下のいずれかの確認をすることとして義務づけられることとなっております。

a、bとございますけれども、345行目、aが、電気通信事業その他の事業を総務省令で定める期間以上継続して行っていること、bといたしましては、役務の提供が継続的に行われると見込まれるものとして総務省令で定める要件を満たすことの2つでございます。

これにつきまして、aの事業継続期間の関係につきまして御議論いただきましたところ、350行目からでございますが、令和6年答申においては、卸先事業者が電気通信事業を営む際に、業に係る製品やサービスの提供を6か月以上行っていると確認できる場合が、役務継続性の可能性の一つの基準としてお示しをいただいたところでございます。また、その確認の方法としては、サービスの継続期間が確認可能な契約書や料金請求書などの提示を受けることが考えられるようになってございました。

これらにつきまして、関係事業者にヒアリングを行ったところ、事業継続期間である6か

月の点、またその確認方法については、全ての事業者から異論はございませんでした。

358行目、つきましては、総務省において、この役務継続性があると認められる基準としての事業継続期間を6か月と規定する方向で検討を進めることが適当とし、また、事業継続期間の確認方法についても、サービスの継続期間が確認可能な契約書や料金請求書等の提示を受けることを規定することで検討を進めることが適当としてございます。

また、確認方法として認められる文書等の具体的な内容については、ガイドライン等により明確化する方向で検討を進めることが適当としております。

続きまして、365行目のbのその他の要件でございます。こちら事業継続期間によらず役務継続性があると見込まれる要件でございまして、これらの要件とその確認の方法でございすけれども、379行目でございます。

1つ目が、総務省から直接認定を受けていること、こちらの確認方法としては、電気通信番号使用計画の認定証の提示を受けること。

2つ目として、既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編により新会社が設立された場合を要件とし、その確認方法としては、親会社等との関係が証明できる有価証券報告書や登記簿謄本等の提示を受けること。

最後、3つ目として、役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合としている要件については、その確認方法は、当該者が一定の従事経験があると証明できるような証明する書類として、役員であれば過去従事していた企業の登記簿謄本などの提示を受けることにつきまして、事務局からの御提案をさしあげまして、御議論をいただきました。

これらについて、関係事業者にヒアリングを行ったところ、取りまとめといたしましては、417行目でございます。幾つかの御議論もいただきまして、役務の継続性があると認められる基準について、1つ目の直接認定を受けている要件と、2つ目のグループ企業の組織再編等によって新会社が設立された場合については、全ての事業者から異論はございませんでした。

420行目、他方で、③、役員の中に認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合の要件については、こちら人的リソースを確保している観点では一定の役務継続性との相関が認められるものの、その確認方法については困難性も御指摘をいただいたところでございます。

また、1から3までの基準以外についても、事業者からは役務の継続性があると認められ

る基準とその方法について、以下のとおり、追加の複数の提案をいただいたところでございます。

追加の提案につきましては、次のページ、15ページ目の468行目以降に一覧で整理をさせていただきます。左側に要件とその確認の方法、右側にはそれに対する委員会として考え方を示しをさせていただきます。

要件の1つ目である国内の金融商品取引所に株式上場している場合の確認については、考え方といたしましては、国内の全ての金融商品取引所における上場の審査基準として、一定期間、少なくとも1年以上、事業継続期間があることを審査基準として、事業継続期間の確認が行われているということ踏まえまして、確認方法として、事業継続期間の簡易な確認方法と位置づける方向で検討を進めることが適当と位置づけました。

また、一定の資本金を有している場合という御提案につきましては、こちら株式会社ですとか合同会社においては、企業解散後に資本金を株主または役員に分配が可能であるといったこともございますので、基準とすることは不適當としてございます。

続いて、下のほうですけれども、信用評価機関や格付機関等の第三者評価で一定の評価が得られる場合という点については、どの機関のどの程度の評価であれば継続性を確認したと認められるかといったことは、網羅的に制度に落とし込むことも困難であり、また、その確認の方法として位置づけることで、その実施費用が卸先事業者や、ひいてはその利用者に転嫁される可能性も否定できませんので、継続性があると認められる基準とすることは不適當と位置づけてございます。

中頃の海外で一定の事業実績がある事業者が日本市場に参入してくる場合の親会社等との関係を確認をするという点については、こちら役務の継続性があると一定程度見込まれると考えられるといたしまして、海外で6か月以上事業を営んでいる場合や、その事業者のグループ企業が国内で参入しようとする場合には、それらの事業者の電気通信事業に係る実績について、それらの事業者が電気通信事業を営んでいる国で発行された書面等により、国内企業と同等の内容の確認を厳格に行うことが可能な場合に限って、役務継続性があると認められる基準とする方向で検討を進めることが適当としてございます。

また、次の提案ですけれども、社内コンプライアンスについて弁護士による顧問・監督を受けているという点については、この弁護士による法令遵守体制の顧問・監督については、多様な業務が想定をされるということございまして、一律に役務の継続性があると認められる基準とすることは不適當としてございます。

また、民間の認証の取得や団体への確認、入会等につきましては、考え方でございますけれども、こちら、各々審査の体制や適合要件が異なっていて、適格性については個別の判断が必要になってきてしまうといったことも踏まえまして、役務の継続性の認定基準として用いることは困難であるということで位置づけさせていただきました。

これらを踏まえまして、470行目以降でございます。事業継続期間によらず役務の継続性があると認められる基準については、冒頭申し上げた令和7年改正法施行後に総務省から認定を受けていること、既に一定の事業実績のあるグループ企業の再編によって新会社が設立された場合を規定する方向で検討を進めることが適当とし、また、これらの確認方法については、電気通信番号使用計画の認定証の提示を受けること、親会社等との関係が証明できる有価証券報告書や登記簿謄本の提示を受けることを規定する方向で検討を進めることが適当としてございます。

また、481行目、グループ企業の「一定の事業実績」につきましては、卸先事業者自身の基準と同様に、電気通信事業その他の事業を6か月以上行っていることとする方向で検討を進めることが適当とし、また、海外で6か月以上電気通信事業を営んでいる場合や、その事業者のグループ企業が国内で参入しようとする場合には、その事業者の電気通信事業に係る実績について、その事業者が事業を営んでいる国で発行された書面等によって、国内企業と同等の内容の確認を厳格に行うことが可能な場合に限って、役務継続性があると認められる基準とすることが適当であるとしてございます。

そのほか、489番目、技術を持った者について、新規参入機会を担保する観点から、事業継続期間によらず役務の継続性があると認められる基準として、役員の中に、我が国の電気通信事業法に基づく電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合を規定することとしつつ、他方、これが悪用されないように、厳格な運用をする方向で検討を進めることが適当としてございます。

497行目、こうした観点に加えて、「株式上場していることの確認」については、卸元事業者における確認の負担軽減の観点からも、役務継続期間の簡易な確認方法として認める方向で検討を進めることが適当としてございます。

これらについては、事業者によって確認結果に差異が出ないよう明確に規定する必要がありますので、ガイドライン等により明確化する方向で検討を進めることが適当としてございます。

503行目、6つ目の論点でございます。役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供

番号数でございます。

こちら法改正におきまして、番号を使用した卸役務の契約を締結する場合、卸元事業者は、卸先の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされ、ただし、卸提供される番号の数が総務省令で定める数以下の場合には、この確認義務の適用除外とすることとされてございます。

こちらの経緯ですけれども、令和6年の答申においては、卸元事業者が卸先事業者の事業実績を確認して、実績の少ない事業者に対して提供する番号を必要最小限に限ることが有効であるとされていまして、また、その制限の数については、電気通信番号の特殊詐欺への悪用の実態や関係事業者等の意見を踏まえながら総合的に判断し、総務省において検討を進めていく必要があるとされてございました。

この点、図表の8にお示しをしておりますとおり、警察庁から情報提供いただきましたものによりますと、令和5年以降に把握した悪質事業者の利用停止番号数の中央値が58.5であったこと、こうした情報を踏まえまして、卸提供される番号の数が50番号以下であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外とすることが考えられるとさせていただきました。

532行目以降、これらについて、関係事業者にヒアリングを行ったところ、幾つか御意見をいただきまして、それらを取りまとめましたのが555行目以降でございます。

関係事業者等からは、確認義務の適用除外となる提供番号数を50番号以下とすることについて異論はございませんでした。他方で、構成員からは、50番号以下での卸提供がまれなケースがあるのであれば、適用除外をなくすか、より少ない数にしてもよいのではないかとといった御意見もいただいたところでございます。

この点、比較的規模の大きい指定事業者からは50番号以下の卸取引がまれである旨の回答もございましたが、事業者団体からは、中小規模の事業者においては50番号以下の卸提供も一定数存在をし、50番号以下の適用除外を求めるような御意見をいただいたところでございます。

これらを踏まえまして、番号の効率的な使用や不適正な利用の防止の実効性と新規事業者に対する負担も勘案しまして、確認義務の適用除外となる提供番号数については、50番号以下と規定する方向で検討を進めることが適当とし、この場合、同一の事業者に対して一度の提供が50番号以下であっても、複数回に分けて累計で50番号を超える番号数を提供するときには、役務継続性の確認義務の対象となると考えられるといった点も記載をさ

せていただきました。

567行目、総務省においては、今後、番号を利用する特殊詐欺の態様等を踏まえまして、必要に応じ見直しをしていくことが適当であるとしてございまして、なお、累計しても50番号以下の提供が明らかである場合に、卸先事業者の役務の継続性を見込みを確認し、卸提供の可否を判断することは、特に小規模な試行的提供を目的として参入する新規事業者に対して過度な負担を課すこととなり、一定の電気通信番号数を基準に役務の継続性の確認を適用除外とすることとした立法趣旨に鑑み、適当ではないとしてございます。

この場合には、法律上義務づけられてございます卸元事業者による電気通信番号使用計画の認定の有無の確認を通じて、電気通信番号の適正な管理が担保されることになり、また、事業法上の役務提供義務が課されている場合には、正当な理由がなければ役務提供を拒んではならないとされていることにも留意することが必要であるということでもまとめさせていただきます。

最後、7つ目の論点、その他でございまして。そのほか、令和7年改正法の内容と整合させることや規定の明確化を図るために、番号制度関連の省令・告示等について、必要に応じて見直しをすることが考えられるとしてございます。

例えば令和7年改正法では、電話番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結または更新をする場合には、卸元事業者に対して、卸先事業者が一定の要件に適合することの確認が義務づけられてございます。この取組が適切に講じられることを担保するため、総務省においても卸元事業者・卸先事業者の関係をこれまで以上に把握する必要性が高まっていると考えてございました。

この点を踏まえまして、600行目以降でございまして。電気通信事業報告規則を見直して、みなし認定事業者を含む全ての事業者に対して卸元事業者の名前の報告を求めることについて御提案をさしあげ、ヒアリングを行いましたけれども、それらについては関係事業者等から異論はいただかなかったところでございます。

これを踏まえまして、602行目でございまして。総務省において、令和7年改正法の内容との整合や規定の明確化を図るため、電気通信事業報告規則をはじめ、番号制度関連の省令・告示等の見直しを検討することが望ましいとし、また、総務省においては、電気通信番号制度の見直しの内容について、関係事業者に対し適切に周知することが求められるということで、報告書案のほうを取りまとめをさせていただきました。

以降のページにつきましては、資料編ということで、諮問書ですとか、これまでの開催の

実績などにつきまして、掲載をさせていただいてございます。

事務局からは、43-1につきまして、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【相田主査】 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問、御意見がございます構成員の方は、挙手いただければ私のほうから順に指名させていただきますし、それが難しいようでしたらチャット欄を活用いただくなり直接マイクをオンにしてお声かけいただいても結構でございます。いかがでございますでしょうか。

それでは、藤井先生、よろしくお願いいたします。

【藤井委員】 藤井でございます。まとめていただきましてありがとうございます。全体的にきれいにまとまっているかと思しますので、よろしいのではないかなと思いましたが、ちょっと1点だけ。

18ページから19ページにかけて、図表の7、8で、悪質事業者の利用停止番号数という表がありますが、こちら利用停止された番号というのは、悪質な利用をされたものだけなのか、それともその会社が受けた番号全てが提出されているのか、この辺りの状況というのはどういう統計結果なのかというのを教えていただけますでしょうか。

【相田主査】 事務局、いかがでしょうか。

【齊藤番号企画室課長補佐】 こちらは、その特定の事業者が悪質な事業に使われたと思われるものを特定して提出されたものでございますので、その事業者が全体の持っている番号数というわけではございません。まさに通報があったりとかして、悪質性が高いというふうに判断されて利用を止められた番号になってございます。

【藤井委員】 分かりました。では、この数字が少ないからといって、卸がこのスキームに乗らないかどうかというのは、これだけでは分からなくて、もう少し多い番号を受けていたけど、悪質な使い方をしたのはこの番号だけだったという例はあるかもしれないというふうに思っておりますか。

【齊藤番号企画室課長補佐】 左様でございます。実際の卸を受けている提供数は、この提示された数よりは当然、ある程度多いだろうと考えられますので、そういったことを考えると、その特殊詐欺に使われている今回の態様を踏まえると、少し58.5という中央数よりも大きい数がある程度、卸を受けているであろうということを考えての規定とさせていただきます。

【藤井委員】 分かりました。この番号数については結構皆さんの議論になっていたかと思えますし、また、この後の実態を見ながら見直しということも考えなければいけないかなと思っていますが、今回はこれでよろしいのではないかなというふうに思いました。

そのほかについては、きれいにまとめていただいて、非常によい資料になったのではないかなと思います。ありがとうございました。

【相田主査】 ほかにいかがでございましょうか。

それでは、河村委員、お願いいたします。

【河村専門委員】 ありがとうございます。報告書については特に反対するところはなく、賛成なんですけれども、コメントとして残しておいていただきたいことは、やはり一番私が気にしていた、今もお話が出ました、適用除外となる提供番号数のところなんですけれども、今後、特殊詐欺の態様等を踏まえて見直しを行うと書かれていますし、それ今回、犯罪利用されないために、新たな規律を事業者さんに課して守っていただくわけですから、そういうことをしていただくということを考えても、適用除外の中から詐欺被害が出てしまえば、その守っていただいている方たちの努力が何か意味のないものになってしまいかねないので、そういう意味からも、ここの部分でどういう被害が発生したかどうかということは今後注視して、適切な見直しを早め早めにするということをコメントとして残したいと思いません。以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。今の件について、事務局のほうから何かございますか。

【齊藤番号企画室課長補佐】 ありがとうございます。また河村先生もコメントもありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして、今般こういう形で50番号以下ということで規定をしたことについては、もちろんその後の運用ですとか、警察等とかも連携しまして、情報を共有しながら、見直しが必要かどうかというところをしっかりと検討していけるように、事務局においても注視をしていきたいと考えてございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【相田主査】 ほかにいかがでございましょうか。

私の目から見ましても、これまでこの委員会で御議論いただいた内容を適切に整理いただいているかなと思います。

特に御異論がないようでしたら、本日お示しいただきました一次報告書(案)につきまして、本日の資料のとおり取りまとめさせていただき、10月3日に予定されている電気通信

事業政策部に報告させていただきたいと思います。

10月3日まで、多少ですけど時間はございますので、細かい点等でもって、もしお気づきの点等ございましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。そういった追加でのコメントへの対応、あるいは、てにをは等の形式的な修正がございます場合につきましては、私に御一任いただければと思いますが、そのような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【相田主査】 では、そのように進めさせていただきます。

あとは議題、その他ということですが、今後の予定につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。今し方、相田主査からお話いただきましたとおり、本委員会の一次報告書は、今後、10月3日に予定されてございます電気通信事業政策部に報告をされまして、同部会において御議論いただく予定でございます。

なお、次回の電気通信番号政策委員会は、先日御議論をいただきましたモバイル網固定電話に係る電気通信番号制度の検討について、情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会モバイル網固定電話の技術的条件に関する検討作業班との合同開催を検討してございます。

日程につきましては、また事務局より別途御連絡をさせていただきたいと思います。

事務局のほうからは以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。

以上で事務局に御用意いただいた議事は終了しましたが、全体を通じて御発言の御希望ございましたらお受けしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、以上をもちまして、本日の情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第43回会合を閉会いたします。皆様、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。